

2019年8月14日

認証工場 各位

一般財団法人 全国調味料・野菜飲料検査協会

【事務連絡】製造所固有記号の運用について

いつも大変お世話になっております。

日頃は当協会の運営に種々ご協力いただき誠にありがとうございます。

標題の件、2015年4月1日に施行された食品表示基準の経過措置期間(猶予期間)が2020年3月31日をもって終了となることはご承知の通りです。

製造所固有記号については、新制度への移行に伴い、従来(2016年3月31日以前)の固有記号は使用できなくなりますので、引き続き使用する場合は、新制度に基づく固有記号の届出を行う必要がございます。ついては、まだこの届出を行っていない事業者につきましては、速やかに届出を行っていただけますようお願い申し上げます。

なお、消費者庁によると、現在、固有記号の届出が集中しており、その処理に時間を要しているとのことです。現在の届出件数と処理状況から、2019年12月27日(金)までに届出されたものに関しては2019年度内に審査が完了いたしますが、それ以降に届出されたものについては、審査完了が年度をまたぐ可能性があるとのことです。これから届出を行う事業者につきましては、十分な余裕をもって届出いただけますよう合わせてご連絡申し上げます。

なお、製造所固有記号制度に関する詳細は、下記消費者庁HPの掲載ページをご参照下さい。

◇消費者庁 HP

製造所固有記号制度届出データベース

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/

(参考)

上記通達は下記消費者庁HP「食品表示に関するお知らせ」に2019年8月13日付けで掲載されております。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/index.html#190813

以上よろしくお願い致します。